

東日本大震災における原子力発電所の事故による警戒区域内土地又は家屋の代替住宅用地又は代替家屋に係る固定資産税の特例制度の概要、添付書類についてのご案内

一 関 市

【代替土地の特例（地方税法附則第56条第13項）】

東日本大震災における原子力発電所の事故により、警戒区域設定指示のあった区域内に住宅用地(注1)を所有していた方が、住宅を再建するために新たに土地を取得し、その土地が当該対象区域内住宅用地に代わるものである事を一関市長が認めた場合、住宅が未建築であっても、固定資産税が課税されることとなった年度から3年度分、当該土地に住宅用地の特例を適用し、課税標準額を小規模住宅用地は1/6、一般住宅用地は1/3(注2)とし固定資産税を軽減します。

(注1) この場合の「住宅用地」とは、平成23年度分の固定資産税について、住宅用地の特例(課税標準額を小規模住宅用地については1/6、一般住宅用地については1/3に減額する措置)を受けていた土地をいいます。

(注2) 「小規模住宅用地」とは、200㎡以下の住宅用地(200㎡を超える場合は住宅1戸あたり200㎡の部分)をいいます。また、「一般住宅用地」とは、小規模住宅用地以外の住宅用地の事をいいます。例えば、300㎡の住宅用地(一戸建住宅の敷地)であれば200㎡分が小規模住宅用地で、残りの100㎡が一般住宅用地となります。

◎特例の対象となるのは以下の方です。

- ① 警戒区域設定指示が行われた日における対象区域内住宅用地の所有者（共有名義での所有を含みます。）
- ② 対象区域内住宅用地の所有者の方に相続があった場合、その相続人
- ③ 対象区域内住宅用地の所有者の方の三親等内の親族で土地を新たに取得し、当該土地の上に新築される家屋に、被災土地所有者と同居する予定の方
- ④ 対象区域内に住宅用地を所有していた法人の合併又は分割により設立された法人

◎特例の対象となる取得期間は以下のとおりです。

警戒区域設定指示が解除された日から起算して3月を経過する日まで

この特例を受けようとする方は、以下の書類を添付のうえ、特例適用申告書を提出して下さい。

- ① 平成23年度固定資産課税台帳登録事項証明書（対象区域内土地及び家屋の内容を確認させていただきます。）

裏面に続きがあります

- ② 戸籍謄本の写し（対象区域内住宅用地所有者の方、対象区域内住宅用地所有者の三親等内の親族の方が申請する場合）
- ③ 住民票（対象区域内住宅用地所有者の三親等内の親族の方が申請する場合）
- ④ 法人の登記簿謄本（合併又は分割により設立された法人が申請する場合）

※上記以外にも書類を提出していただく場合があります。

【代替家屋の特例（地方税法附則第56条第14項）】

東日本大震災における原子力発電所の事故により警戒区域設定指示のあった区域内に家屋を所有していた方が新たに家屋を取得し、代替家屋である事を一関市長が認めた場合、当該家屋の固定資産税を一定期間減額します。

（最初の4年度分→1/2相当額を減額、その後の2年度分→1/3相当額を減額）

※代替家屋は対象区域内家屋と種類、用途が同一のものに限ります。

☆特例の対象となるのは以下の方です。

- ① 対象区域内家屋の所有者（共有名義の所有を含みます。）
- ② 対象区域内家屋の所有者の方に相続があった場合、その相続人
- ③ 対象区域内家屋所有者の三親等内の親族で、対象区域内家屋所有者と同居する予定の方
- ④ 対象区域内家屋を所有していた法人の合併又は分割により設立された法人

☆特例の対象となる取得期間は以下のとおりです。

警戒区域設定指示が解除された日から起算して3月を経過する日まで（但し、新築の場合は1年）

この特例を受けようとする方は、以下の書類を添付のうえ、特例適用申告書を提出して下さい。

- ① 平成23年度固定資産課税台帳登録事項証明書（対象区域内土地及び家屋の用途と面積のわかるもの）
- ② 戸籍謄本の写し（対象区域内家屋所有者の三親等内の親族の方が申請する場合）
- ③ 住民票（対象区域内家屋所有者の三親等内の親族の方が申請する場合）
- ④ 法人の登記簿謄本（合併又は分割により設立された法人が申請する場合）

※上記以外にも書類を提出していただく場合があります。

☆お問い合わせ先

一関市総務部税務課資産税係 0191-21-2111

代替土地の特例に関するお問い合わせ 内線 8251～8253

代替家屋等の特例に関するお問い合わせ 内線 8254～8256